

議第 1 3 2 2 号

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）1 月 2 5 日付け 都計第 5 5 1 号の 2 熊本県知事付議

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく
産業廃棄物処理施設の位置の件（宇土市）

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）2 月 6 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第551号の2
平成31年（2019年）1月25日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



建築基準法第51条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件（宇土市）
このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、別添のとおり貴審議会に付
議します。

産業廃棄物処理施設の位置について

(木くずの破碎施設：宇土市)

施設概要

施設の種類	位置	敷地面積	処理能力
産業廃棄物処理施設 (木くずの破碎処理)	宇土市松山町 字向野田 3940 番 2 の 一 部 外 6 筆	4,990.90 m ²	【産業廃棄物処理施設】 木くず 44.54t/日

位置及び区域等は別紙表示のとおり

付議理由

申請者は、上記位置で、破碎施設の一日当たりの処理能力 5t 以下で木くずの破碎施設を設置し操業中だが、今回処理能力を上げるために施設を増設する予定である。

今回の計画では、破碎施設の一日当たりの処理能力 5t を超え、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当し、当該施設を増設に伴い、特定行政庁が同法第 51 条ただし書きの規定に基づき建築許可を行う際に、その敷地の位置が都市計画上支障ないか貴審議会の議を経る必要があるため付議するもの。

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(宇土市)

1 施設概要

設置場所:宇土市松山町字向野田3940番2の一部 外6筆
 敷地面積:4,990.90㎡
 延床面積:増築575.92㎡(既存392.08㎡) 合計968.0㎡
 (チップ置場255.00㎡、チップ処理前保管ヤード320.92㎡)
 建ぺい率:19.40%(法定70%) 容積率:19.40%(法定200%)
 施設種類:産業廃棄物処理施設(木くずの破碎処理)
 処理能力:(現在)4.56 (許可後)44.54t/日

2 付議理由

申請建築物は、宇土都市計画区域内の用途地域が無指定の地域内に位置する。平成26年度に新築された既存の木材破碎処理工場(5t未満/日)の増築により処理能力が増え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設に該当することとなるため、建築基準法第51条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」となる。
 同条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障ないか熊本県都市計画審議会の議を経る必要があり、付議するもの。

3 都市計画上の支障の有無

(1)用途地域、土地利用の状況

- 申請地は、宇土都市計画区域内の用途地域が無指定の区域に位置し、周辺には住宅が散在しているものの、山林で囲まれた丘陵地となっている。
- 将来的に住宅市街地となる可能性は低く、土地利用上支障ないと判断される。

(2)搬出入のための道路整備状況

- 搬出入経路となる宇土市道(下松山・上松山2号線)は、幅員約5~7m(一部4.1m)であり、運搬車輛はトラック(2トン~10トン)で最大24台/日程度であり、道路交通への影響は少ないと判断される。

現運用として、処理しきれない分は一時的に保管し、順々に処理を行っている。今回処理能力を増加するものの、受け入れ量を増やすわけではないため、交通量については増減がない。

宇土市道(下松山・上松山2号線)	
現況交通量	概ね105(台/12h)
増設後の交通量	同程度



(3)周辺環境への配慮

- 大気質、騒音、振動については法令に定める基準を満たしており、騒音等が発生する破碎施設は、周辺から見えにくい北側斜面の林地沿いに配置し、建築物内に設置され、隣地との境界には緑化計画もされており、周辺環境へ配慮されている。
- なお、周辺住民に対して説明会(H28.11.22)を行っており、反対意見はない。

